

第2章 危険物等

○大船渡地区消防組合危険物の規制に関する細則

平成25年3月25日
規則第1号

危険物の規制に関する規則（昭和48年大船渡地区消防組合規則第26号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「省令」という。）の施行の関し必要な事項を定めるものとする。

（仮貯蔵又は仮取扱いの承認）

第2条 法第10条第1項ただし書の規定により危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認を受けようとする者は、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書（様式第1号）を消防長に提出しなければならない。

2 消防長は、前項の申請書の提出があつた場合において、承認するときは危険物仮貯蔵・仮取扱承認証（様式第2号）に申請書の副本を添えて申請者に交付し、承認しないときは危険物仮貯蔵・仮取扱不承認通知書（様式第3号）に申請書の副本を添えて申請者に通知するものとする。

3 前項の承認を受けた者は、当該承認を受けた期間中、危険物を仮貯蔵又は仮取扱いをする場所の見やすい箇所に、危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの場所である旨を表示した掲示板（様式第4号）及び省令第18条第1項第4号に定める掲示板を設けなければならない。

（製造所等の設置又は変更の許可等）

第3条 管理者は、法第11条第1項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更の許可に関する申請があつた場合において、許可をするときは危険物製造所等設置・変更許可証（様式第5号）に申請書の副本を添えて当該申

請をした者に交付し、許可をしないときは危険物製造所等設置・変更不許可通知書（様式第6号）に申請書の副本を添えて当該申請をした者に通知するものとする。

（完成検査不適合の通知）

第4条 管理者は、法第11条第5項の規定による完成検査を行つた結果、法第10条第4項の製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準（以下「技術上の基準」という。）に適合しないと認めたとき、又は前条の許可の内容と異なると認めたときは、危険物製造所等完成検査不適合通知書（様式第7号）に申請書の副本を添えて当該申請をした者に通知するものとする。

（製造所等の仮使用の承認）

第5条 管理者は、法第11条第5項ただし書の規定による製造所等の仮使用の承認申請があつた場合において、当該申請を承認するときは危険物製造所等仮使用承認証（様式第8号）に申請書の副本を添えて当該申請をした者に交付し、承認しないときは危険物製造所等仮使用不承認通知書（様式第9号）に申請書の副本を添えて当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の承認を受けた者は、政令第8条3項に規定する完成検査済証の交付を受けるまでの間、製造所等の仮使用する場所の見やすい箇所に、仮使用承認済である旨を表示した掲示板（様式第10号）を設けなければならない。

3 管理者は、第1項の仮使用の承認を受けた者が仮使用の承認に係る部分以外の部分を法並びに政令及び省令に違反して使用したときは、仮使用の承認を取り消すことができる。

4 管理者は、前項の規定により仮使用の承認を取り消したときは、危険物製造所等仮使用承認取消通知書（様式第11号）により当該取り消した者に通知するものとする。

（許可等申請の取下げ）

第6条 第2条第2項の規定による承認、第3条の規定による許可又は前条第1項の規定による承認（以下「許可等」という。）の申請を行つた者は、当該申請を取り下げるとき又は許可等を受けた後当該許可等の取消しを申し出るときは、危険物製造所等申請取下・取消届出書（様式第12号）に許可書類等を添付して管理者に届け出なければならない。

（製造所等の譲渡又は引渡しの届出）

第7条 法第11条第6項の規定により製造所等の譲渡又は引渡しを届け出ようとするときは、省令第7条の届出書の譲渡又は引渡しを証明する書類等を添付しなければならない。

(完成検査前検査の結果通知)

第8条 管理者は、法第11条の2第1項の規定による製造所等の完成検査前検査(水張検査及び水圧検査に係るものを除く。)を行つた結果、技術上の基準に適合すると認めたときは危険物製造所等完成検査前検査適合通知書(様式第13号)に、技術上の基準に適合しないと認めたとき又は第3条の許可の内容と異なると認めたときは危険物製造所等完成検査前検査不適合通知書(様式第14号)にそれぞれ申請書の副本を添えて該当申請をした者に通知するものとする。

(製造所等の廃止の届出)

第9条 法第12条の6の規定により製造所等の廃止を届出しようとするときは、省令第8条の届出書に当該製造所の設置及び変更に係る全ての許可証、完成検査済証及びタンク検査済証の副本を添付しなければならない。

(危険物保安監督者の届出)

第10条 法第13条第2項前段の規定により危険物保安監督者の選任を届け出ようとするときは、省令第48条の3の届出書に当該危険物保安監督者に係る危険物取扱者免状の写し及び実務経験証明・選任承諾書(様式第15号)を添付しなければならない。

(予防規定の認可)

第11条 管理者は、法第14条の2第1項の規定による予防規定の制定又は変更の認可申請があつた場合において、これを認可するときは予防規定制定・変更認可証(様式第16号)に申請書の副本を添えて当該申請をした者に交付し、認可しないときは予防規定制定・変更不認可通知書(様式第17号)に申請書の副本を添えて当該申請をした者に通知する者とする。

(保安検査並びに保安検査時期の変更及び延長の承認)

第12条 管理者は、法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査を行つた結果、技術上の基準に適合していないと認めたときは、保安検査不適合通知書(様式第18号)に申請書の副本を添えて当該申請をした者に通知するものとする。

2 管理者は、政令第8条の4第2項ただし書及び省令第62条の2の3第2項の規定による保安に関する検査時期の変更又は延長の承認申請があつた場合において、承認するときは保安検査時期変更・延長承認証(様式第19号)に申請書の副本を添えて当該申請し

た者に交付し、承認しないときは保安検査時期変更・延長不承認通知書(様式第20号)に申請書の副本を添えて当該申請した者に通知するものとする。

(危険物の収去)

第13条 消防事務に従事する職員は、法第16条の5第1項の規定により危険物又は危険物であることの疑いのある物を収去するときは、その所有者、管理者又は占有者に収去証(様式第21号)を交付するものとする。

(特例適用申請)

第14条 政令第23条の規定による製造所等の位置、構造及び設備の基準の特例の適用を受けようとする者は、危険物製造所等基準の特例適用申請書(様式第22号)に図面その他必要な書類を添付して管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があつた場合において、その内容を審査し、基準に特例を適用するときは危険物製造所等基準の特例適用通知書(様式第23号)に、基準の特例を適用しないときは危険物製造所等基準の特例不適用通知書(様式第24号)にそれぞれ申請書の副本を添えて当該申請をした者に通知するものとする。

(内部点検の期間延長)

第15条 管理者は、省令第62条の5第3項の規定による休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検の期間の延長の申請があつた場合において、承認するときは休止中の特定屋外タンク貯蔵所内部点検期間延長承認証(様式第25号)に申請書の副本を添えて当該申請をした者に交付し、承認しないときは休止中の特定屋外タンク貯蔵所内部点検期間延長不承認通知書(様式第26号)に申請書の副本を添えて当該申請をした者に通知するものとする。

(危険物の在庫管理の方法等に係る届出)

第16条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成15年総務省令第143号)附則第3項第2号の規定による危険物の在庫管理等に係る計画の届出は、地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書(様式第27号)によつて行わなければならない。

(製造所等の設置者氏名の変更届出)

第17条 第3条の規定による許可を受けた者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地に変更があつたときは、危険物製造所等の設置者氏名等変更届出書(様式第28号)により遅滞なく管理者に届け出なければならない。

(製造所等の使用の休止又は再開の届出)

第18条 製造所等の使用を3箇月以上休止し、又は休止中の製造所等を再開しようとする者は、危険物製造所等使用休止・再開届出書(様式第29号)によりあらかじめ管理者に届け出なければならない。

(製造所等の軽微な変更の届出)

第19条 法第11条第1項後段の規定による変更の許可を必要としない製造所等の変更しようとする者は、危険物製造所等の軽微な変更届出書(様式第30号)によりあらかじめ管理者に届け出なければならない。

(製造所等における火気使用工事の届出)

第20条 製造所等における溶接等火花を発する器具を使用する工事を行おうとする者は、危険物製造所等の火気使用工事届出書(様式第31号)によりあらかじめ管理者に届け出なければならない。

(製造所等における災害発生の届出)

第21条 製造所等の所有者は、管理者又は占有者は、製造所等において火災、爆発その他の災害が発生したときは、危険物製造所等の災害発生届出書(様式第32号)を遅滞なく管理者に届け出なければならない。

(許可証等の再交付)

第22条 危険物製造所等設置・変更許可証、政令第8条の2第7項に規定するタンク検査済証又は省令第62条の3第3項に規定する保安検査済証(以下「許可証等」という。)の交付を受けた者は、当該許可証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、許可証等再交付申請書(様式第33号)により管理者に許可証等の再交付を申請することができる。

2 許可証等を汚損又は破損したことにより前項の申請をするときは、許可証等再交付申請書に当該許可証等を添付しなければならない。

3 管理者は、第1項の申請があつた場合において、正当な理由があると認めたときは、許可証等を再交付するものとする。

4 前項の規定により許可証等の再交付を受けた者は、亡失した許可証等を発見したときは、速やかに当該許可証等を管理者に提出しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第23条 この規則の規定により提出する申請書及び届出書の部数は、特に定めのあるものを除き、正本及び副本各1部とする。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の危険物の規則に関する規則の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、改正後の大船渡地区消防組合危険物の規則に関する細則の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

様式第1号(第2条関係)

危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書

大船渡地区消防組合					年 月 日					
消防長					様					
申請者					住所 (電話)					
					氏名 ⑩					
仮貯蔵・仮取扱場所										
所有者		住所								
		氏名								
現場管理者責任者		住所			危険物取扱者資格 有 無 取得年月日 年 月 日 種類 甲・乙(類)・丙 第 号					
		氏名								
危険物内容等		類		第 類		品 名				
		数 量				倍 数				
仮貯蔵・仮取扱の間		年 月 日から 年 月 日まで (日間)								
仮貯蔵・仮取扱の方										
仮貯蔵・仮取扱の管理方法										
仮貯蔵・仮取扱の目的及び理由										
消 火 設 備										
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄			※ 手 数 料 欄					

備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
2 仮貯蔵、仮取扱場所の案内図、建築物等の配置図及び概要を添付すること。
3 ※印欄は、記入しないこと。

様式第2号(第2条関係)

第 号 年 月 日 様 大船渡地区消防組合 消防長 Ⓜ 危険物仮貯蔵・仮取扱承認証 年 月 日付けで申請のありました危険物仮貯蔵・仮取扱いに ついては、下記のとおり承認します。	
場 所	
危険物の類 品 名 第 類 最 大 数 量	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
指 示 事 項	
備 考	

様式第3号(第2条関係)

第 号
年 月 日

様

消防長

印

危険物仮貯蔵・仮取扱不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました危険物仮貯蔵・仮取扱いについては、下記の理由により承認しないので通知します。

記

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大船渡地区消防組合管理者に対して書面をもって審査請求することができます。(なお、この通知を受けた翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して2年が経過すると、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大船渡地区消防組合(訴訟において大船渡地区消防組合を代表するものは、管理者となります。)を被告として、取消しの訴えを提起することができます。(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、決定があつた翌日から起算して1年が経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第2条関係)

消防法による仮貯蔵・仮取扱承認済	
危険物の種類 品名・数量	第 類
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
責 任 者 氏 名	
承認年月日・番号	年 月 日 第 号
承認行政庁名	大船渡地区消防組合

備考 掲示板の大きさは、縦0.3m以上、横0.6m以上とする。

様式第5号(第3条関係)

大船渡地区消防組合

第 号

年 月 日

様

大船渡地区消防組合
管理者

印

危険物製造所等設置・変更許可証

年 月 日付けで申請のありました、危険物の設置・変更については、消防法第11条第2項の規定により許可します。

製造所等の別			貯蔵所又は取扱所の区分	
設置者	住所			
	氏名			
設置場所				
設置の許可年月日及び番号		年 月 日 第 号		
危険物の類、品名及び最大数量			指定数量の倍数	
備考				

様式第6号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

大船渡地区消防組合
管理者 印

危険物製造所等設置・変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました危険物 の設置・変更については、下記の理由により消防法第10条第4項の規定に基づく政令で定める技術上の基準に適合していないため許可しないので通知します。

記

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大船渡地区消防組合管理者に対して書面をもって異議申立てをすることができます。(なお、この通知を受けた翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年が経過すると、異議申し立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大船渡地区消防組合(訴訟において大船渡地区消防組合を代表するものは、管理者となります。)を被告として、取消しの訴えを提起することができます。(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、決定があつた翌日から起算して1年が経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

大船渡地区消防組合
管理者

印

危険物製造所等完成検査不適合通知書

年 月 日付で申請のありました危険物の完成検査(年 月 日実施)については、次の理由により完成検査済証を交付しないので通知します。

記

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大船渡地区消防組合管理者に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。(なお、この通知を受けた翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年が経過すると、異議申し立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大船渡地区消防組合(訴訟において大船渡地区消防組合を代表するものは、管理者となります。)を被告として、取消しの訴えを提起することができます。(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、決定があつた翌日から起算して1年が経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号(第5条関係)

		第 号	
		年 月 日	
様			
大船渡地区消防組合			
		管理者	印
危険物製造所等仮使用承認証			
年 月 日付けで申請のありました、危険物 仮使用について は、消防法第11条第5項ただし書の規定により承認します。			
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
承 及 認 び 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号		
指 示 事 項			
備 考			

様式第9号(第5条関係)

第 号

年 月 日

様

大船渡地区消防組合

管理者

印

危険物製造所等仮使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました危険物 の仮使用
については、下記の理由により承認しないので通知します。

記

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大船渡地区消防組合管理者に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。(なお、この通知を受けた翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年が経過すると、異議申し立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大船渡地区消防組合(訴訟において大船渡地区消防組合を代表するものは、管理者となります。)を被告として、取消しの訴えを提起することができます。(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、決定があつた翌日から起算して1年が経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号(第5条関係)

消防法による仮使用承認済	
製造所等の別	
承認年月日・番号	年 月 日 第 号
承認行政庁名	大船渡地区消防組合

備考 掲示板の大きさは、縦0.3m以上、横0.6m以上とする。

様式第11号(第5条関係)

第 号

年 月 日

様

大船渡地区消防組合

管理者

㊟

危険物製造所等仮使用承認取消通知書

年 月 日付けによる危険物 の仮使用承認について
は、下記の理由によりこれを取り消します。

記

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大船渡地区消防組合管理者に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。(なお、この通知を受けた翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年が経過すると、異議申し立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大船渡地区消防組合(訴訟において大船渡地区消防組合を代表するものは、管理者となります。)を被告として、取消しの訴えを提起することができます。(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、決定があつた翌日から起算して1年が経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号(第6条関係)

危険物製造所等許可等申請取下・取消届出書

年 月 日			
大船渡地区消防組合			
管理者 様			
届出者		住所 (電話)	
		氏名	印
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
危 険 物 の 類 、 品 名 及 び 最 大 数 量		指 定 数 量 の 倍 数	
取 下 げ る 許 可 年 月 日 号 許 可 番 号		年 月 日 第 号	
取 下 げ る 仮 使 用 承 認 年 月 日 号 承 認 番 号		年 月 日 第 号	
取 下 げ る 許 可 申 請 等 受 付 年 月 日 号 受 付 番 号		年 月 日 第 号	
取 下 げ の 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 許可を取り下げる場合は許可証を、承認を取り下げる場合は承認証を添付すること。

3 ※印欄は、記入しないこと。

第 号 年 月 日 様 大船渡地区消防組合 管理者 印 危険物製造所等完成検査前検査適合通知書 年 月 日付けで申請のありました下記の完成検査前検査を行った結果、 消防法第10条第4項の規定に基づく政令で定める技術上の基準に適合しているので 通知します。	
完成検査前検査 年 月 日	
検査事項	
備考	

第 号
年 月 日

様

大船渡地区消防組合
管理者 印

危険物製造所等完成検査前検査不適合通知書

年 月 日付けで申請がありました危険物 の完成検査
前検査（ 年 月 日実施）を行つた結果、消防法第10条第4項の
規定に基づく政令で定める技術上の基準に適合していないので通知します。

記

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大船渡地区消防組合管理者に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、決定のあつた日の翌日から起算して1年が経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大船渡地区消防組合（訴訟において大船渡地区消防組合を代表するものは、管理者となります。）を被告として、取消の訴えを提起することができます。
（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して1年が経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号(第10条関係)

実務経験証明・選任承諾書

氏名	(年 月 日生)			
取り扱った危険物	種別	第 類	品名	
取り扱った期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 月)			
製造所等の区分 (該当するものを○で 囲むこと)	製造所 ・ 貯蔵所 ・ 取扱所			
上記のとおり相違ないことを証明します。 証明年月日 年 月 日 事業所名 所在地 証明者 職名 氏名 印 電話				
交付を受けている 危険物取扱者免状	種類等	交付年月日	交付番号	
		年 月 日		
前回の保安講習 受講年 月 日 年 月 日				
私は、この選任を承諾いたしました。 署名 印				

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式第16号(第11条関係)

		大船渡地区消防組合指令 第 号	
		年 月 日	
様			
大船渡地区消防組合			
管理者 印			
予防規程制定・変更許可証			
年 月 日付けで申請のありました下記の製造所等の予防規程 の制定・変更については、消防法第14条の2の規定により許可します。			
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
設 置 の 許 可 年 月 日 号 及 び 番 号		年 月 日 第 号	
備 考			

第 号
年 月 日

様

大船渡地区消防組合
管理者 印

予防規程制定・変更不承認通知書

年 月 日付けで申請がありました予防規程の制定・変更については、下記の理由により認可しないので通知します。

記

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大船渡地区消防組合管理者に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、決定のあつた日の翌日から起算して1年が経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大船渡地区消防組合（訴訟において大船渡地区消防組合を代表するものは、管理者となります。）を被告として、取消の訴えを提起することができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して1年が経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

大船渡地区消防組合
管理者

印

保安検査不適合通知書

年 月 日付けで申請がありました保安検査（ 年
月 日実施）については、次の理由により保安検査済証を交付しないので通
知します。

記

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大船渡地区消防組合管理者に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、決定のあつた日の翌日から起算して1年が経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大船渡地区消防組合（訴訟において大船渡地区消防組合を代表するものは、管理者となります。）を被告として、取消の訴えを提起することができます。
（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して1年が経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第19号(第12条関係)

第 号			
年 月 日			
様			
大船渡地区消防組合			
管理者 印			
保安検査時期変更・延長承認証			
年 月 日付けで申請のありました、保安検査時期の変更・延長については、審査の結果支障ないものと認められるので保安検査期間の変更を承認します。			
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
承 認 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
前 回 の 保 安 検 査 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
備 考			

第 号
年 月 日

様

大船渡地区消防組合
管理者

印

保安検査時期変更・延長不承認通知書

年 月 日付けで申請がありました保安検査の時期変更・延長
については、下記の理由により承認しないので通知します。

記

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大船渡地区消防組合管理者に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、決定のあつた日の翌日から起算して1年が経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大船渡地区消防組合（訴訟において大船渡地区消防組合を代表するものは、管理者となります。）を被告として、取消の訴えを提起することができます。
（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して1年が経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

収 去 証	
住 所 所有者等 氏 名 様	
下記の物は火災の防止のため必要と認められるので消防法第16条の5第1項 の規定により、収去します。	
記	
収 去 す る 物	
収 去 す る 品 名 及 び 数 量	
年 月 日	
収去者 所 属 職 氏 名 印	

様式第22号(第14条関係)

危険物製造所等基準の特例適用申請書

大船渡地区消防組合			年 月 日		
管理者 様					
届出者			住所 (電話)		
			氏名 ⑩		
設 置 者	住 所				
	氏 名				
設 置 場 所					
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分		
許 可 年 月 日 号 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号			
危 険 物 の 類 、 品 名 及 び 数 量			指 定 数 量 の 倍 数		
特 例 を 受 け た い 理 由		年 月 日 第 号			
特 例 を 受 け る た め の 措 置 等					
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄			

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 申請に係る図面その他必要な書類を添付すること。
- 3 ※印欄は、記入しないこと。

第 号
年 月 日

様

大船渡地区消防組合
管理者 印

危険物製造所等基準の特例適用通知書

年 月 日付けで申請がありました危険物 に係る
基準の特例認定について審査した結果、基準の特例を適用するので通知します。

第 号
年 月 日

様

大船渡地区消防組合
管理者

印

危険物製造所等基準の特例不適用通知書

年 月 日付けで申請がありました危険物 係る基準
の特例適用について審査した結果、下記の理由により基準の特例を適用しないの
で通知します。

記

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大船渡地区消防組合管理者に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、決定のあつた日の翌日から起算して1年が経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大船渡地区消防組合（訴訟において大船渡地区消防組合を代表するものは、管理者となります。）を被告として、取消の訴えを提起することができます。
（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して1年が経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第25号(第15条関係)

第 号			
年 月 日			
様			
大船渡地区消防組合			
管理者 印			
休止中の特例屋外タンク貯蔵所内部点検期間延長承認証			
年 月 日付けで申請のありました内部点検期間延長については、審査の結果支障ないものと認められるので点検期間の延長を承認します。			
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
承 認 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
前 回 の 保 安 検 査 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
備 考			

第 号
年 月 日

様

大船渡地区消防組合
管理者

印

休止中の特定屋外タンク貯蔵所内部点検期間延長不承認通知書

年 月 日付けで申請がありました内部点検期間延長については、
次の理由により承認しないので通知します。

記

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大船渡地区消防組合管理者に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、決定のあつた日の翌日から起算して1年が経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大船渡地区消防組合（訴訟において大船渡地区消防組合を代表するものは、管理者となります。）を被告として、取消の訴えを提起することができます。
（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して1年が経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第27号(第16条関係)

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の
措置に関する計画届出書

年 月 日 大船渡地区消防組合 管理者 様 住所 (電話) 届出者 氏名 ⑩			
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分
許 可 年 月 日 号 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号	
在 庫 管 理 に 従 事 す る 者 の 職 務 及 び 組 織			
在 庫 管 理 に 従 事 す る 者 に 対 す る 教 育			
在 庫 管 理 方 法			
危 険 物 が 漏 れ が 確 認 さ れ た 場 合 に 取 る べ き 措 置			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※印欄は、記入しないこと。

様式第28号(第17条関係)

危険物製造所等の設置者氏名等変更届出書

大船渡地区消防組合			年 月 日		
管理者 様					
届出者			住所 (電話)		
			氏名 印		
設 置 場 所					
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分		
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号			年 月 日 第 号		
完 成 検 査 年 月 日 及 び 検 査 番 号			年 月 日 第 号		
変 更 事 項	変 更 前	住 所			
		名 称			
		氏 名			
	変 更 後	住 所			
		名 称			
		氏 名			
その他必要な事項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
2 ※印欄は、記入しないこと。

様式第29号(第18条関係)

危険物製造所等使用休止・再開届出書

大船渡地区消防組合			年 月 日		
管理者 様					
届出者			住所 (電話)		
			氏名 ⑩		
設置者	住所				
	氏名				
設置場所					
許可年月日 及び許可番号			年 月 日 第 号		
完成検査年月日 及び検査番号			年 月 日 第 号		
製造所等の別			貯蔵所又は 取扱所の区分		
危険物の類、 品名及び数量			指定数量 の 倍 数		
休止期間			年 月 日から 年 月 日		
再開予定日 再 年 月 日			年 月 日		
休止再開理由					
休止中の管理方法					
その他必要事項					
※ 受付 欄			※ 経 過 欄		

備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※印欄は、記入しないこと。

様式第30号(第19条関係)

危険物製造所等の軽微な変更届出書

大船渡地区消防組合				年 月 日	
管理者				様	
住所				(電話)	
届出者				氏名	
				印	
設置者	住所				
	氏名				
設置場所					
製造所等の別			貯蔵所又は取扱所の区分		
許可年月日及び許可番号			年 月 日 第 号		
完成検査年月日及び検査番号			年 月 日 第 号		
危険物の種類、品名及び数量			指定数量の倍数		
変更の内容					
着工予定期間			完了予定期間		年 月 日
その他必要事項					
※ 受付欄			※ 経過欄		

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 案内図、配置図、詳細図、工事計画書(工程表を含む)、安全対策書、その他必要と認められる資料の添付すること。
- 3 ※印欄は、記入しないこと。

様式第31号(第20条関係)

危険物製造所等の火気使用工事届出書

大船渡地区消防組合				年 月 日	
管理者 様					
届出者				住所 (電話)	
				氏名	印
設 置 者	住 所				
	氏 名				
設 置 場 所					
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分		
許 可 年 月 日 号 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号			
工 事 の 場 所 工 事 の 内 容 及 び 火 気 使 用 器 具 等					
火 災 予 防 上 の 措 置					
着 工 予 定 期 間		年 月 日	完 了 予 定 期 間	年 月 日	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄			

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 工事の場所及び内容ならびに火気等の使用欄及び火災予防上の措置欄は、製造所等ごとに記入すること。
- 3 ※印欄は、記入しないこと。

様式第32号(第21条関係)

危険物製造所等の災害発生届出書

大船渡地区消防組合				年 月 日	
管理者				様	
届出者				住所	(電話)
				氏名	印
製 造 所 等 の 別				貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
発 生 場 所					
発 生 日 時		年 月 日 時 分			
発 生 原 因					
事 故 概 要					
事 故 に 対 す る 処 置					
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄			

備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※印欄は、記入しないこと。

様式第33号(第22条関係)

許可証等再交付申請書

大船渡地区消防組合				年 月 日	
管理者 様					
届出者				住所 (電話)	
				氏名	印
設 置 者	住 所				
	氏 名				
設 置 場 所					
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分		
許 可 年 月 日 号 及 び 許 可 番 号			年 月 日 第 号		
タンク 検 査 年 月 日 号 及 び 番 号			年 月 日 第 号		
完 成 検 査 年 月 日 号 及 び 番 号			年 月 日 第 号		
危 険 物 の 類 、 品 名 及 び 数 量			指 定 数 量 の 倍 数		
再 交 付 を 申 請 す る 許 可 証 等			設置許可証・変更許可証・タンク検査済証・保安検査済証		
再 交 付 を 申 請 す る 理 由					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※印欄は、記入しないこと。